

Q



大手電力会社を装った電話

夜8時ごろ、「〇×電力の料金体系の見直しのご提案です」という電話がありました。てっきり契約中の〇×電力からの電話だと思い話を聞くと、「69歳以下の人が世帯主ですか」「一戸建てですか」と質問されました。怪しいと感じたので、「該当しません」と答えて電話を切りました。

法律上、電話勧誘販売をしようとする業者は、勧誘に先立って、「業者名」「担当者名」「この電話が何を勧誘する目的であるか」を告げなければならないことになっています。

上記のルールを無視するような電話が増えています。事例のように、開口一番、なじみの電力会社名を告げられると、ついその電力会社からの電話だと信じてしまいます。また、簡単な質問に回答しているだけのつもりでも、意外に多くの個人情報を相手に提供していることになりかねません。人の心理を巧みに利用した手口の存在を知って、注意しましょう。

A



12月の消費生活相談(専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号	相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	12/1(火)、15(火)	22-1152	神戸町	12/14(月)、28(月)	27-3111
関ヶ原町	12/8(火)、22(火)	43-0070	輪之内町	12/3(木)、17(木)	68-0185
養老町	12/7(月)、21(月)	32-1108	安八町	12/10(木)、24(木)	64-3111